

子ども子育て支援新制度実施に伴う条例整備に対する
意見の内容および市の考え方

意見提出期間	平成26年7月18日（金）～平成26年8月8日（金）		
意見提出者数	2人	意見件数	7件

「つくばみらい市家庭的保育事業者等の設備及び運営に関する基準を定める条例(案)」

No.	意見の内容	件数	市の考え方
1	家庭的保育者が、2人以上の乳児を保育する場合は保育補助者を置くことが必要でないか。	1	国の従うべき基準では、家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は3人以下、保育補助者とともに保育する場合は5人以下としています。 当市では、国の職員数基準を踏まえつつ、国の職員資格基準で、「市長が行う研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者」としている家庭的保育者を、有資格者（保育士、看護師又は幼稚園教諭の資格を有する者）とすることで、保育の質の確保を図りたいと考えています。
2	小規模保育事業所及び事業所内保育事業所は、避難時により安全を確保するため、設置は2階以下とすべきでないか。	1	国の参酌すべき基準は、保育室等を高層階に設置する際の避難用の施設や設備の設置要件の見直しについて、建築や消防の専門家などによる検討を踏まえ、今般、所要の改正が行われた上で示されていることから、安全は確保されていると考えます。また、多様な保育ニーズに応えるためにも、2階以下に限定せず、3階以上のスペースの活用が必要であると考えています。
3	小規模保育事業所 A 型及び事業者内保育事業所の職員配置基準は市の保育所の配置と同じにすべきでないか。	1	国の従うべき基準では、新制度における地域型保育事業について、既存の多様な事業形態からの移行を想定した上で、職員配置等の基準を設けています。本市では、国の基準に従うこととし、市の保育所と同じ職員配置は考えておりません。
4	小規模保育事業B型の保育従事者及びC型の家庭的保育者を保育士とするべきでないか。	1	国の従うべき基準では、新制度における小規模保育事業の類型 A・B・C について、既存の多様な事業形態からの移行を想定した上で、職員配置等の基準を設けています。A 型では職員は保育士としていますが、B 型では保育士とその他保育に従事する職員として市長が行う研修を修了したもの（保育従事者）とし、その半数以上を保育士とすることとしています。 保育従事者を保育士とすると、A 型と同じ基準になってしまう、既存の多様な事業形態からの移行が難しくなることから、多様な保育ニーズに応えるために、本市では国の基準に従うこととしています。 C 型については、当市では、家庭的保育者を保育士、看護師又は幼稚園教諭の資格を有する者としていま

「つくばみらい市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（案）」

5	基準保育料，実費徴収以外の上乗せ徴収は，保護者負担が増えることから保育を受けることができなくなることに繋がりがかねない。また，習い事などを売り物にして，保育児を獲得する競争が激しくなり本来の保育をするという事業に悪影響しかねないため，上乗せ徴収はできないとすべき。	1	上乗せ徴収については，教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について，あらかじめ当該金銭の使途及び額並びに金銭の支払いを求める理由について書面によって明らかにするとともに，説明を行い文書による同意を得ることで，徴収できることとしております。このことから，一律に上乗せ徴収をできないとすることは考えておりません。
6	特定教育・保育施設は事業の経理を公開すること	1	財務諸表の公表を求めていくことを基本とし，詳細については検討していきます。

その他

7	子供の通学路に犬の糞が多々散乱していることから，遊歩道への立て看板の設置をお願いしたい。また，狂犬病予防注射の際の飼い主への勉強会を義務化し，意識向上の取組みをお願いします。	1	ご意見募集の対象以外のご意見については，回答はいたしませんがお寄せいただいたご意見に関しましては，今後の参考にさせていただきたいと考えています。
---	-----------------------------------------------------------------------------------------	---	--------------------------------------------------------------------------